

空家等対策の推進に関する特別措置法及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例
に基づく措置等に関する事務処理要綱

平成28年3月31日住宅都市局長決定
平成29年11月20日改正
平成30年4月1日改正
平成31年3月31日改正
令和3年1月1日改正
令和5年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条及び神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第3章に基づく特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等に対する措置の実施及びそれに付随する事務について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、法及び条例の例による。

(所管)

第3条 第1条に定める事務の所管は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 空家空地に関する苦情及び要望等の窓口は、原則として各区役所地域協働課（以下「各区役所」という。）において行う。
- (2) 空家空地に関する事務の連絡・調整、情報蓄積及び空家空地措置検討会設置要綱（平成28年3月31日住宅都市局長決定）に基づく、空家空地措置検討会（以下、「措置検討会」という。）の事務は、建築住宅局建築指導部安全対策課（以下「安全対策課」という。）において行う。
- (3) 法第14条及び条例第3章に基づく措置は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等の物的状態の分類に応じて、別表1に定める所管部署（以下「措置担当部署」という。）において行う。ただし、同表に定めのない場合は、各措置担当部署協議の上所管部署を決定する。

(現地調査)

第4条 空家空地に関する苦情及び要望等を受け付けた各区役所又は措置担当部署（以下「要望受付部署」という。）は、現地調査により空家確認又は空地確認を行う。ただし、保安上危険な状態である場合は、速やかに別表1の空家等、類似空家等及び空地等の物的状態の分類に応じた措置担当部署に連絡し、対応を依頼するとともに、安全対策課へ連絡する。

- 2 要望受付部署は、前項に定める現地調査を行った場合は、安全対策課にその旨連絡し、安全対策課は必要に応じて措置担当部署に連絡する。
- 3 措置担当部署は法第9条第2項及び条例第5条第2項の立入調査を行うときは、法第3項及び条例第5条第3項に基づき、所有者等に対し事前に通知するとともに、法第9条第4項及び条例第5条第4項に基づき、立入調査員証（神戸市空家空地対策の推進に関する規則第4条）を携帯する。
- 4 前項に定める事前通知は（様式第14号、様式第14号-2）による。また、必要に応じ（参考様式第4号）により近隣住民に対し立入検査について協力を依頼する。

(所有者等調査)

第5条 要望受付部署は、第6条に規定する適切管理依頼を行うときは、登記事項証明書により所有者等を調査する。

- 2 要望受付部署は、空家等、類似空家等及び空地等について、前項の調査で所有者等を確知できない場合で、所有者等の居所調査又は相続調査の必要があると認めるときは、戸籍、住民票等又は固定資産税情報の内部利用により所有者等を調査する。
- 3 要望受付部署は、前2項の調査で所有者等を確知できない場合は、安全対策課にその旨連絡する。
- 4 安全対策課は、前項に定める連絡を受け、空家等、類似空家等及び空地等について必要があると認める場合は、水道閉栓状況及び契約者情報の調査並びにその他の行政情報等により所有者等を調査する。

(適切管理依頼)

第6条 要望受付部署は、第4条第1項に定める調査の結果、当該空家等類似空家等又は空地等が適切に管理されていないと認めるときは、当該所有者等に対し、適切管理を依頼する。

- 2 前項に定める依頼は、原則として(参考様式第1号)(参考様式第1号-2)による。ただし、確知した所有者等が法定相続人である場合は、原則として(参考様式第2号)(参考様式第2号-2)による。
- 3 要望受付部署は、当該空家の所有者等を確知できない場合、原則として(参考様式第3号)により、土地所有者に協力依頼を行う。
- 4 要望受付部署は、第1項及び第2項に定める依頼を行った場合は、当該空家等、類似空家等又は空地等について再度現地調査を行い、状況の変化等を安全対策課に連絡する。
- 5 安全対策課は、必要に応じて措置担当部署へ連絡する。

(空家空地判定)

第7条 措置担当部署は、法又は条例に基づく措置を実施するにあたって必要と認めるとき、空家等、類似空家等及び空地等判定を行う。ただし、判定が困難な場合は、空家空地措置検討会に意見聴取のうえ、判定を行う。

(助言又は指導)

第8条 措置担当部署は、当該対象が特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等と判断したときは、その所有者等に対し、法第14条第1項及び条例第11条第1項に基づく助言又は指導を行うことができる。

- 2 助言又は指導は、(様式第1号)(様式第1号-2)(様式第1号-3)(様式1号-4)による。ただし、所有者等との面談等により、直接助言又は指導を行うことができる場合に限り、口頭指導をすることができる。
- 3 措置担当部署は、助言又は指導を行い、指導の対象となる状態が全て改善されたと認める場合、安全対策課に連絡する。

(勧告)

第9条 措置担当部署は、特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等の所有者等が前条の規定による指導を受けた後もその状態を改善せず、法第14条第2項又は条例第11条第2項に基づく勧告が必要と認めるときは、安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の連絡を受けた場合、空家空地措置検討会設置要綱(平成28年3月31

- 日住宅都市局長決定) 第5条に基づき、会長に対し措置検討会の招集を要請する。
- 3 措置担当部署は、措置検討会へ指導の状況等を報告する。
 - 4 措置担当部署は、第2項の措置検討会における検討結果を踏まえ、勧告を行うことができる。法に基づく勧告を行う際には、事前通知のうえ勧告を行わなければならない。
 - 5 前項に定める事前通知は、(様式第2号)(様式第2号-2)により、勧告は、(様式第3号)(様式第3号-2)(様式第3号-3)(様式第3号-4)による。勧告を行った場合、安全対策課は固定資産税課へ報告する。
 - 6 前項に定める勧告に係る総合調整は安全対策課が行い、所有者等への指導等は措置担当部署が行う。
 - 7 措置担当部署は、勧告を行い、当該特定空家等、特定類似空家等及び特定空地等の勧告の対象となる状態が全て改善されたと認める場合、安全対策課に連絡する。第10条から第13条の措置により改善された場合も同様とする。
 - 8 前項のうち、法に基づく特定空家等について連絡を受けた安全対策課は、改善された旨を固定資産税課へ報告する。
 - 9 措置担当部署は、法に基づく勧告を行った場合、第7項に定める改善が認められるまでの間、毎年1月1日時点の改善状況の確認を行う。

(公表)

- 第10条 措置担当部署は、勧告を行っても勧告の対象となる状態が改善されない場合、条例第13条第1項に基づく公表の要否について、安全対策課に連絡する。
- 2 安全対策課は、前項の連絡を受けた場合、会長に対し措置検討会の招集を要請する。また、措置担当部署は、措置検討会に指導の状況等を報告し、意見聴取を行う。
 - 3 措置担当部署は、事前通知のうえ、公表を行う。
 - 4 前項に定める事前通知は、(様式第4号)(様式第4号-2)(様式第4号-3)による。
 - 5 前項に定める公表に係る総合調整は安全対策課が行い、所有者等への指導等は措置担当部署が行う。
 - 6 安全対策課は、公表の内容を神戸市ホームページ(様式第5号)に掲載するとともに、市役所本庁舎掲示場(様式第6号)(様式第6号-2)(様式第6号-3)及び現地(様式第7号)(様式第7号-2)(様式第7号-3)に掲示を行う。
 - 7 安全対策課は、前条第7項により所有者等が勧告の対象となる状態を全て改善したと認める場合又は、所有者の変更等があった場合は、神戸市ホームページの掲載及び現地での掲示を取り下げる。

(命令)

- 第11条 措置担当部署は、法第14条第3項又は条例第14条第1項に基づく命令の必要があると認めるときは、安全対策課に連絡する。
- 2 安全対策課は、前項の連絡を受けた場合、措置検討会の招集を要請する。
 - 3 措置担当部署は、前項の措置検討会において、指導の状況等を報告する。
 - 4 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、事前通知のうえ、命令を行うことができる。
 - 5 前項に定める事前通知は、(様式第8号)(様式第8号-2)(様式第8号-3)により、命令は、(様式第9号)(様式第9号-2)(様式第9号-3)による。
 - 6 命令に係る総合調整は安全対策課が行い、所有者等への指導等は措置担当部署が行う。
 - 7 措置担当部署は、命令を行った場合においては、標識(様式第10号)(様式第10号-2)(様式第10号-3)の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

(行政代執行)

第 12 条 措置担当部署は、法第 14 条第 9 項又は条例第 15 条に基づく行政代執行の必要があると認めるときは、安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の措置担当部署と行政代執行の検討を行う。
- 3 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、行政代執行を行うことができる。
- 4 戒告を行う際は、(様式第 11 号)(様式第 11 号 - 2)(様式第 11 号 - 3)により、行政代執行を行う際は、(様式第 12 号)(様式第 12 号 - 2)(様式第 12 号 - 3)を送達する。
- 5 行政代執行を行う場合は、建築指導部部長(空家空地指導担当)をその執行責任者とし、執行責任者は執行責任者証(様式第 13 号)(様式第 13 号 - 2)を携帯する。
- 6 行政代執行の手続は、行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)による。

(略式代執行)

第 13 条 措置担当部署は、法第 14 条第 10 項に基づく略式代執行の必要があると認めるときは安全対策課に連絡する。

- 2 安全対策課は、前項の措置担当部署と略式代執行の検討を行う。
- 3 措置担当部署は、前項の検討結果を踏まえ、略式代執行を行うことができる。
- 4 略式代執行を行う場合は、建築指導部部長(空家空地指導担当)をその執行責任者とし、執行責任者は執行責任者証(様式第 13 号)(様式第 13 号 - 2)を携帯する。

(応急的危険回避措置)

第 14 条 措置担当部署は、応急的危険回避措置の必要があると認めるときは、条例第 16 条に基づく応急的危険回避措置を行うことができる。

- 2 措置担当部署は、応急的危険回避措置を実施する際、安全対策課に連絡しなければならない。
- 3 応急的危険回避措置を実施する場合は、条例第 16 条第 2 項に基づき、所有者等に事前通知を行う。所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告を行う。
- 4 事前通知を行う際は、(様式第 15 号)を送達する。

(意見の聴取)

第 15 条 法第 14 条第 6 項及び条例第 14 条第 4 項に定める意見の聴取にかかる事務処理については、別途定める

(施行細目)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、建築住宅局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 28 年 11 月 11 日から施行する
(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 29 年 11 月 20 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する
(施行期日)
- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する

別表 1

所 管	空家等、類似空家等又は空地等の物的状態の分類
建築住宅局建築指導部安全対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物に関する事 ・ 立木雑草（公道以外）に関する事 ・ 防火防犯に関する事 ・ 擁壁（宅造規制区域外）に関する事
建設局各建設事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 立木雑草（公道内）に関する事 ・ 擁壁（宅造規制区域内）に関する事
環境局環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物その他の物の堆積により衛生又は生活環境上支障があるものに関する事
健康局生活衛生課 (各衛生監視事務所)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 衛生害虫に関する事
経済観光局農政計画課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣に関する事
都市局景観政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に関する事

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたの所有する下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう法第14条第1項の規定に基づき指導します。

ついては、下記のとおり周辺的生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる特定空家等（登記事項証明書による）

所在地 :

家屋番号 :

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・勧告を行った際は、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたの所有する下記類似空家等は、別添の写真のような状態となっており、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第3項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第11条第1項の規定に基づき指導します。

ついては、下記のとおり周辺的生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる特定類似空家等（登記事項証明書による）

所在地 :

家屋番号 :

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定類似空家等の状態が改善されないと認められるときは条例第11条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定類似空家等の状態が改善されないと認められるときは、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたの所有する下記空地等は、別添の写真のような状態となっており、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第5項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、適切な管理を行っていただくよう条例第11条第1項の規定に基づき指導します。

については、下記のとおり周辺的生活環境の保全をはかるために必要な措置を講じてください。

記

1. 対象となる特定空地等（登記事項証明書による）

所在地：

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空地等の状態が改善されないと認められるときは、条例第11条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空地等の状態が改善されないと認められるときは、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

指 導 書

平素より神戸市政にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

あなたの所有する土地上的下記空家等は、別添の写真のような状態となっており、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、建物所有者に対して適切な管理を行っていただくよう法第14条第1項の規定に基づき指導します。

また、あなたには、適切な管理を促すために関係者との調整に努めていただきますよう法第14条第1項の規定に基づき指導します。

記

1. 対象となる特定空家等（登記事項証明書による）

所在地 :

家屋番号 :

2. 指導に係る措置の内容（別添写真 参考）

3. 指導に至った事由

4. 指導の責任者

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先に報告してください。
- ・指導をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、法第14条第2項に基づく勧告を行う可能性があります。
- ・勧告を行った際は、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。
- ・また、勧告をしたにも関わらず、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認められるときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。

【問合せ先】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

勧告に係る事前の通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項に基づき、令和 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう指導しましたが、現在に至っても改善がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第2項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなりますので通知します。また、勧告を行った場合、下記1に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告を行おうとする措置の内容

3. 勧告を行うに至った事由

4. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

様

神戸市長

勧告に係る事前の通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項に基づき、令和 年 月 日付 第 号により関係者との調整に努めていただくよう指導しましたが、現在に至っても建物所有者による改善がなされていません。

このまま建物所有者による措置が講じられない場合には、法第14条第2項の規定に基づき、建物所有者には、下記のとおり当該措置をとることの勧告を行うこととなり、あなたには、関係者との調整に努めていただく旨の勧告をおこなうこととなりますので通知します。また、勧告を行った場合、下記1に係る敷地が地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告を行おうとする措置の内容

3. 勧告を行うに至った事由

4. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第 14 条第 2 項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

平成 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 条例第 3 号。以下「条例」という。）第 12 条第 2 項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、条例第 13 条第 1 項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記 2 に示す措置を実施した場合であっても、平成〇年 1 月 1 日時点で法第 14 条第 2 項の規定に基づく勸告が解除されない場合は、上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勸告により、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第3項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第11条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定類似空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、条例第12条第2項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、条例第14条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

勸告書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第5項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、あなたに対して対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、条例第11条第2項の規定に基づき勸告します。

記

1. 対象となる特定空地等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勸告に係る措置の内容

3. 勸告に至った事由

4. 勸告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、条例第12条第2項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、条例第14条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

【問合せ先】

(本勸告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

勸 告 書

あなたの所有する土地上的の下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、建物所有者に対して対策を講じるように指導してきたところでありますが、現在に至っても改善がなされていません。

ついては、建物所有者に下記のとおり速やかに周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

また、あなたには、適切な管理を促すために関係者との調整に努めていただきますよう法第14条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1. 対象となる特定空家等

所在地 :

家屋番号 :

2. 勧告に係る措置の内容

3. 勧告に至った事由

4. 勧告の責任者

5. 措置の期限

令和 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第12条第2項に基づき、速やかに以下の問合せ先に報告すること。
- ・上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、条例第13条第1項に基づき氏名等の公表を行う可能性があります。さらに、法第14条第3項の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。
- ・上記2に示す措置を実施した場合であっても、平成〇年1月1日時点で法第14条第2項の規定に基づく勧告が解除されない場合は、上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定に基づき、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例が適用されなくなります。

【問合せ先】

(本勧告にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

公表に係る事前の通知書

あなたが所有している下記物件について、平成 年 月 日付 第 号で、平成 年 月 日までに改善するよう空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第14条第2項に基づき勧告したところですが、期限までに改善がなされていないので、神戸市空家空地対策の推進に関する条例(平成28年6月条例第3号)第13条第1項に基づき、下記の事項を公表します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 公表しようとする内容

必要な措置の内容

3. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

公表に係る事前の通知書

あなたが所有している下記物件について、令和 年 月 日付 第 号で、令和 年 月 日までに改善するよう神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第11条第2項に基づき勧告したところですが、期限までに改善がなされていないので、同条例第13条第1項に基づき、下記の事項を公表します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定類似空家等

2. 公表しようとする内容

必要な措置の内容

3. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

公表に係る事前の通知書

あなたが所有している下記物件について、令和 年 月 日付 第 号で、平成 年 月 日までに改善するよう神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第11条第2項に基づき勧告したところですが、期限までに改善がなされていないので、同条例第13条第1項に基づき、下記の事項を公表します。

なお、あなたは、本件に関して意見書および自己に有利な証拠を提出することができます。

記

1. 対象となる特定空地等

2. 公表しようとする内容

必要な措置の内容

3. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

【宛先】

・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

インターネットによる公表（様式第5号）

神戸市空家空地対策の推進に関する条例第13条第1項に関する公表

公表年月日	(氏名及び住所)※	特定空家等, 特定類似空家等, 特定空地等の所在地	必要な措置の内容
令和 年 月 日			

※法人の場合法人の名称, 代表者の氏名及び事務所の所在地に変更する

(様式第6号)

〇〇〇〇第 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第13条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空家等の所在地

3 必要な措置の内容

(様式第6号 - 2)

〇〇〇〇第 号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第11条第2項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定類似空家等の所在地

3 必要な措置の内容

(様式第6号 - 3)

〇〇〇〇第 号

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第11条第2項の規定により勧告し、その勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空地等の所在地

3 必要な措置の内容

(様式第7号)

〇〇〇〇第 号

次の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第2項の規定による勧告に係る必要な措置をとらなかったため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第13条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空家等の所在地

3 必要な措置の内容

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課
078-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式第7号 - 2)

〇〇〇〇第 号

次の者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第11条第2項の規定による勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定類似空家等の所在地

3 必要な措置の内容

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課
078-〇〇〇-〇〇〇〇

(様式第7号 - 3)

〇〇〇〇第 号

次の者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第11条第2項の規定による勧告に係る必要な措置をとらなかったため、同条例第13条第1項の規定により、次のとおり公表します。

令和 年 月 日

神戸市長

1 氏名及び住所

※法人の場合は法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地

2 特定空地等の所在地

3 必要な措置の内容

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課
078-〇〇〇-〇〇〇〇

様

神戸市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 14 条第 4 項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、神戸市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空家等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して 7 日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇

様

神戸市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第3項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第14条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第3項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、神戸市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定類似空家等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第5項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号 により必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、条例第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、条例第14条第2項の規定に基づき、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第3項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、神戸市長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

1. 対象となる特定空地等
2. 命じようとする措置の内容
3. 命ずるに至った事由
4. 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
5. 意見書の提出

この通知書の交付を受けた者又はその代理人は、受け取った日の翌日から起算して7日以内に意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく問合せ先まで報告をすること。

【問合せ先】

(本通知にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号により、法第 14 条第 3 項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 令和 年 月 日

- ・上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、法第 16 条第 1 項の規定に基づき、50 万円以下の過料に処せられます。
- ・上記 5 の期限までに上記 2 の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第 14 条第 9 項の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

(本命令にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

(空家等対策の推進に関する特別措置法に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

命 令 書

あなたの所有する下記類似空家等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第3項に定める「特定類似空家等」に該当すると認められたため、令和 年 月 日付 第 号により、条例第14条第2項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定類似空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 令和 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、条例第22条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第15条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

(本命令にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

様

神戸市長

命 令 書

あなたの所有する下記空地等は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号。以下「条例」という。）第2条第5項に定める「特定空地等」に該当すると認められたため、平成 年 月 日付 第 号により、条例第14条第2項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

ついては、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

1. 対象となる特定空地等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者

5. 措置の期限 平成 年 月 日

- ・上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく以下の問合せ先まで報告をすること。
- ・本命令に違反した場合は、条例第22条の規定に基づき、5万円以下の過料に処せられます。
- ・上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、条例第15条の規定に基づき、当該措置について行政執行の手続きに移行することがあります。
- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び第18条第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【問合せ先】

(本命令にかかる措置の内容に関すること)

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(神戸市空家空地対策の推進に関する条例に関すること)

神戸市建築住宅局建築指導部安全対策課 〇〇、〇〇

〔電話〕078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町6丁目5番1号

(様式第 10 号)

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第14条第3項の規定に基づき措置をとることを、令和 年 月 日付第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○
連絡先：078-○○○-○○○○

5. 措置の期限 令和 年 月 日

標 識

下記特定類似空家等の所有者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第14条第1項の規定に基づき措置をとることを、令和 年 月 日付 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定類似空家等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○
連絡先：078-○○○-○○○○

5. 措置の期限 令和 年 月 日

標 識

下記特定空地等の所有者は、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成28年6月条例第3号）第14条第1項の規定に基づき措置をとることを、令和 年 月 日付 第 号により、命ぜられています。

記

1. 対象となる特定空地等

2. 措置の内容

3. 命ずるに至った事由

4. 命令の責任者 ○○市○○部○○課長 ○○ ○○
連絡先：078-○○○-○○○○

5. 措置の期限 令和 年 月 日

様

神戸市長

戒 告 書

あなたに対し令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記
特定空家等の を行うよう命じました。この命令を令和 年 月 日までに履行
しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 条）第
14 条 9 項の規定に基づき、下記特定空家等について を執行いたしますので、
行政代執行法(昭和 23 年法律第 43 号)第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あな
たから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生
じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

(1)所在地番

(2)家屋番号

(3)用 途

(4)構 造

(5)床 面 積

(6)所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

戒 告 書

あなたに対し令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定類似空家等の を行うよう命じました。この命令を令和 年 月 日までに履行しないときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月 条例第 3 号）第 15 条 1 項の規定に基づき、下記特定類似空家等の を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年 法律第 43 号）第 3 条 第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定類似空家等

- (1)所在地番
- (2)家屋番号
- (3)用 途
- (4)構 造
- (5)床 面 積
- (6)所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年 法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条 第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

戒 告 書

あなたに対し令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空地等の を行うよう命じました。この命令を令和 年 月 日までに履行しないときは、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 15 条 1 項の規定に基づき、下記特定空地等の を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

特定空地等

(1)所在地番

(2)所有者の住所及び氏名

- ・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

代 執 行 令 書

令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空家を令和 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されていません。よって、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 条）第 14 条 9 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 代執行を行う物件

2. 代執行の時期

3. 執行責任者

4. 代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

代 執 行 令 書

令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定類似空家等を令和 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されていません。よって、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6 月条例第 3 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 代執行を行う物件

2. 代執行の時期

3. 執行責任者

4. 代執行に要する費用の概算見積額

- この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第 18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起することができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

様

神戸市長

代 執 行 令 書

令和 年 月 日付 第 号によりあなたの所有する下記特定空地等を
令和 年 月 日までに するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履
行されていません。よって、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年 6
月条例第 3 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり代執行をおこないます
ので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あな
たから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生
じても、その責任を負わないことを申し添えます。

記

1. 代執行を行う物件

2. 代執行の時期

3. 執行責任者

4. 代執行に要する費用の概算見積額

・この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条及び第
18 条第 1 項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に神
戸市長に対し審査請求をすることができます（なお、処分を知った日の翌日から起算して 3 月
以内であっても、処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると審査請求をすることが
できなくなります。）。

また、この処分に対する取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合
は、当該審査請求に対する神戸市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 月
以内に、神戸市（訴訟において神戸市を代表する者は、神戸市長）を被告として提起すること
ができます（なお、処分又は裁決を知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、処分又
は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号

執行責任者証

第 号

部 部長

上記の者は、下記の代執行の執行責任者であることを証する。

令和 年 月 日

市長

印

記

1. 代執行をなすべき事項
2. 代執行をなすべき時期

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 14 条 （以上略）

9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10 第 3 項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第 1 項の助言若しくは指導又は第 2 項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

11～15 （略）

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）

（抜粋）

第 4 条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

執行責任者証

第 号

部 部長

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

令和 年 月 日

市長

印

記

1. 代執行をなすべき事項
2. 代執行をなすべき時期

神戸市空家空地対策の推進に関する条例（抜粋）

第 15 条

市長は、前条第 1 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）

（抜粋）

第 4 条

代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様

神戸市長

立入調査実施通知書

あなたが所有する下記空家等が管理不全な状態にあるため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので同条第 3 項に基づき通知します。

なお、所有者等の立会いを希望される場合は、下記の予定日の前日までに連絡先まで連絡してください。

記

1. 対象となる空家等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 立入調査を実施しようとする事由

3. 立入調査の実施予定日

令和 年 月 日（ ）

※立会が可能な場合は市と協議して定めた日

4. 立入調査を行う者

市職員 名（〇〇【名前】）

（※ 当該職員は、法第 9 条第 4 項に基づき立入調査員証を携帯しております）

5. 連絡先

神戸市〇〇局〇〇部安全対策課 〇〇、〇〇

〔住所〕 神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号 三宮国際ビル 5 階

〔電話〕 0 7 8 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

- この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第 16 条第 2 項に基づき、20 万円以下の過料に処せられます。

様

神戸市長

立入調査実施通知書

あなたが所有する下記類似空家等又は空地等が管理不全な状態にあるため、神戸市空家空地対策の推進に関する条例（平成 28 年条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条第 2 項の規定により、下記のとおり立入調査を実施するので同条第 3 項に基づき通知します。

なお、所有者等の立会いを希望される場合は、下記の予定日の前日までに連絡先まで連絡してください。

記

1. 対象となる類似空家等又は空地等（登記事項証明書による）

所在地：

家屋番号：

2. 立入調査を実施しようとする事由

3. 立入調査の実施予定日

令和 年 月 日（ ）

※立会が可能な場合は市と協議して定めた日

4. 立入調査を行う者

市職員 名（〇〇【名前】）

（※ 当該職員は、条例第 5 条第 4 項に基づき立入調査員証を携帯しております）

5. 連絡先

神戸市〇〇局〇〇部安全対策課 〇〇、〇〇

〔住所〕神戸市中央区浜辺通 2 丁目 1 番 30 号 三宮国際ビル 5 階

〔電話〕078-〇〇〇〇-〇〇〇〇

- ・この通知による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、条例第 22 条第 1 項第 2 号に基づき、5 万円以下の過料に処せられます。

様

神戸市長

応急的危険回避措置通知書

あなたの所有する下記特定空家等・特定類似空家等・特定空地等について、神戸市空家空地対策の推進に関する条例第 16 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり応急的危険回避措置を実施するので、同条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 応急的危険回避措置を行う物件の所在地
2. 応急的危険回避措置の実施予定日
3. 応急的危険回避措置の内容
4. 応急的危険回避措置に要する費用の概算費用
5. 費用負担について

【担当】

神戸市〇〇局〇〇部〇〇課 〇〇、〇〇

〔電話〕 078-〇〇〇-〇〇〇〇 〔住所〕 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号